

不正行為に係る告発の処理に関する規程

2007. 11. 15 制定

2015. 1. 15 改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人広島女学院（以下、本学院という）が実施する事業における不正行為について告発の適正な処理の仕組みを定め、もって不正行為等の早期発見及び是正並びに告発者等の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、本学院において行われた捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 捏造とは、存在しないデータにより教育・研究結果、管理・報告書等を作成すること。
- (2) 改ざんとは、教育・研究資料・機器を変更する操作を行い、データ、教育・研究・管理業務等によって得られた結果等を真正でないものにする事。
- (3) 盗用とは、アイディア、分析・解析方法、データ、研究・管理業務等の結果、論文又は用語を、本学院内外を問わず、当該者等の了解又は適切な表示なく流用すること。

第2章 告発の受付等

(告発窓口)

第3条 告発を受付ける窓口（以下「告発窓口」という。）は、総務課長とする。

(告発の受付)

第4条 告発は、告発窓口において書面、電話、FAX、電子メール又は面談により受け付けるものとする。

2 告発窓口は、告発があったときは、次の各号に掲げる事項を把握するものとし、同事項が把握できない告発は原則として受理しないものとする。

- (1) 告発者の氏名、所属及び連絡先
- (2) 不正を行ったとする職員、不正行為の態様、不正行為と考える合理的理由、不正

が行われた事業の名称、本学院以外の機関等に対する告発の有無、告発者が秘匿したい事項等。

- 3 前項の規定に関わらず、匿名による告発があったときは、告発の内容に応じ、顕名による告発に準じた取扱いをすることができる。
- 4 告発窓口は、告発があったときは、第20条（悪意に基づく告発の防止等）に規程する事項を告発者に伝達するものとする。

第3章 本学院における調査の実施

（予備調査）

- 第5条 本学院が調査を行うこととなった場合、告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行い、本調査を行うか否かを決定する。
- 2 本学院は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を告発者及び被告発者に通知し、本調査への協力を求めるとともに、被告発者の所属部署に通知するものとする。
 - 3 本学院は、本調査を行わないことを決定したときは、その旨を告発者に通知するものとする。

（調査委員会）

- 第6条 前条の規程により本学院が本調査を実施することを決定したとき、不正行為に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。
- 2 調査委員会は、委員長及び委員で構成する。
 - 3 委員長及び委員は、理事長が指名する役職員及び理事長が委嘱する外部有識者をもって構成する。
 - 4 調査委員会は、調査委員の半数以上が外部有識者で構成されるものとする。
 - 5 委員長及び委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 6 調査委員会の事務は、総務課長が担当し、必要に応じて主管部署（告発に関する事業を所管する部署をいう。以下同じ。）が協力するものとする。
 - 7 この規則に定める事項のほか、調査委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

（異議申立て）

- 第7条 本学院は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。
- 2 告発者及び被告発者は、本学院が示した調査委員の構成に異議があるときは、あらか

じめ本学院が定めた期間内に理事長に異議申立てをすることができる。

(本調査の実施)

第8条 調査委員会は、告発された事案において不正行為が行われたか否かその他必要な事項について調査し、必要に応じて、主管部署、告発者、被告発者等に報告又は情報提供を求めることができる。

(弁明の聴取)

第9条 調査委員会は、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。

2 調査委員会は、告発が悪意（被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う教育・研究、管理業務等を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する部署に不利益を与えることを目的とする意志。以下同じ。）に基づくものか否かを認定するに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(不正行為の認定)

第10条 調査委員会は、調査の結果を取りまとめ、不正行為が行われたか否か、及び告発が悪意に基づくものか否かを認定し、理事長に報告するものとする。

(調査結果の通知)

第11条 本学院は、告発者、被告発者その他調査委員会が必要と認める者に対し、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を通知するものとする。

(不服申立て)

第12条 不正行為を行ったと認定された被告発者及び悪意に基づいて告発を行ったと認定された告発者は、その認定に不服がある場合は、あらかじめ本学院が定めた期間内に本学院に不服申立てをすることができる。

2 前項の規定に基づき不服申立てがあった場合、調査委員会は不服申立ての内容を審査し、再調査するか否かを決定する。

(公表)

第13条 本学院は、調査（不服申立てによる再調査を含む。）の結果、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。

第4章 調査中の一時的措置

第14条 本学院は、本調査を行うことが決定された日以降で本学院が適当と認める日から調査委員会の結論が得られるまでの間、告発された事案に係る管理業務の停止、教育・研究費の支出停止、使用停止、文部科学省及び日本学術振興会等が交付する

補助金や本学院が助成する申請課題の採択留保等の措置を講ずることができる。

- 2 不正行為が行われたと調査委員会が認定した場合、本学院は、第15条の規程により正式な処分が行われるまでの間、被告発者及びその者が所属する部署に対し、前項により行った措置を継続することができる。
- 3 不正行為が行われなかったと調査委員会が認定した場合、本学院は、第1項の規定により行った措置を解除するとともに、被告発者の名誉を回復する適切な措置を講ずるものとする。

第5章 不正行為と認定された場合の措置

(処分の検討)

第15条 本学院は、調査委員会が不正行為に関与し、又は責任を負うと認定した次の各号に掲げる者（以下「被認定者」という。）に対し、必要な処分を行う。

- (1) 不正行為があったと認定された教育・研究に係る不正行為に関与したと認定された者（論文等においては共著者を含む。以下同じ。）
- (2) 不正行為があったと認定された教育・研究に係る者ではないが、当該不正行為に関与したと認定される者
- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る内容について責任を負う者として認定された者

(処分の実施)

第16条 前条に定める処分を行うため、広島女学院職員懲戒規程による審査機関を設置する。

第17条 本学院は、広島女学院職員懲戒規程による懲戒処分以外に被認定者に対して次に掲げる処分を行うことができる。

- (1) 教育・研究の一部又は全部の中止
 - (2) 学術研究等にあつては申請課題の不採択
 - (3) 既に配分された教育研究費の一部又は全部の返還
 - (4) 文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が所掌する競争的資金制度による研究費の使用禁止措置及び一部又は全部の返還。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本学院が必要と認める処分
- 2 本学院は、第1項に定める処分を行うことを決定したときは、原則として処分対象者の氏名、所属、処分措置の内容等を公表するとともに、告発者、文部科学省その他必

要と思われる者に通知する。

- 3 処分を行うに際して、被認定者からの弁明及び不服申立ては受付けない。

(訴訟)

第18条 本学院は、前条に基づく処分を決定する前に、不正行為の認定について訴訟が提起された場合、判決を待たずに処分を行うことができる。

- 2 前条に基づく処分を決定した後に、不正行為の認定について訴訟が提起された場合、判決が確定しない限り処分を継続するものとする。
- 3 本学院は、裁判において不正行為の認定が不適切であると確定したときは、直ちに処分の撤回又はそれに相当する措置を講ずるものとし、被認定者の名誉を回復する適切な措置を講ずるものとする。

第6章 告発者及び被告発者の保護

第19条 本学院は、告発が悪意に基づくものであることが半明した場合を除き、当該告発を行った告発者に対し、単に告発したことのみを理由として、解雇、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 本学院は、被告発者に対し、相当な理由なしに単に告発がなされたことのみを理由として、被告発者の業務の遂行を禁止し、又は解雇、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

(悪意に基づく告発の防止等)

第20条 本学院は、悪意に基づく告発を防止するため、告発は原則として第4条第2項各号に掲げる事項を明示して行う必要があること、告発者に調査への協力を求める場合があること、調査の結果悪意に基づく告発であったと認定された場合には氏名の公表、懲戒処分、刑事告発等がありうることをあらかじめ周知するとともに、告発があった場合には告発者にその旨を伝えるものとする。

- 2 本学院は、告発に係る調査の実施を他の部署に要請するため、当該部署等に告発内容を開示する場合があることをあらかじめ周知するとともに、告発があった場合には告発者にその旨を伝えるものとする。

(秘密保持義務)

第21条 本学院の役職員並びに調査委員会の委員及び審査機関構成員は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容、処分検討内容等について知り得た情報を、この規程で定められた通知及び報告以外の目的で公表、開示又は利用してはならない。その職を退

いた後も同様とする。

2 本学院は、調査結果を公表するまで、告発者、被告発者、告発内容、調査内容等について告発者及び被告発者の意に反して外部に漏えいしないよう、役職員及び調査関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

3 本学院は、前二項の規程に反し、正当な理由なく情報を公表、開示又は利用した者に対し、就業規則、懲戒規程等に従って懲戒することができる。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第22条 告発や告発に関する相談を受けた告発窓口以外の役職員は、速やかに告発窓口に連絡しなければならない。

第7章 雑則（文部科学省ガイドライン等）

第23条 本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」等に則り、適切に対応するものとする。

(所管)

第24条 この規程は総務課が所管し、この規程された事項の運営等は事務局長が統括する。

附 則

- 1 本規程の改正は、学院運営協議会においておこなう。
- 2 この規則は、2007年12月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第6条第3項及び第23条を改正し、第6条第4項を挿入して2015年4月1日から施行する。